

水道のしおり



長生郡市広域市町村圏組合水道部
〒297-0029
千葉県茂原市高師395番地2
TEL 0475-23-9482
FAX 0475-23-9440

長生郡市広域市町村圏組合水道部は長生郡市7ヶ市町村14万人余りのみなさんに水道水を供給する水道事業体です。水源は利根川水系長柄ダムと地下水です。

年間の配水量は1,964万 m^3 余りで、日量は平均約53,800 m^3 です。(※令和7年度)

このうち約84%は長柄ダムの水、地下水源は約16%です。

目次

水道部では需要者の皆さまに水道を理解していただくため、各種情報をお届けしています。

この『しおり』は、水道を新たにお使いになる時や、水道料金のお支払い方法、水道が故障した時、水道の豆知識などを説明したものです。ぜひご利用ください。



給水区域・水源・・・P2

水はどこから・・・P3

水道の使用届・・・P4

その他の届出・・・P5

水道使用料金・・・P6

料金早見表・・・P7

検針にご協力を・・・P8

メーターの読み方・・・P9

水道の故障・・・P10、11

料金減免制度・・・P12

給水装置とは？・・・P13

トイレの漏水・・・P14

水道管の冬じたく・・・P15

水は大切な資源です・・・P16

水道の豆知識・・・P17、18

訪問販売にご注意を・・・P19

取扱金融機関・・・P20

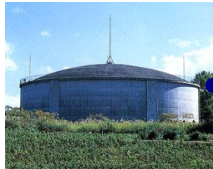
スマホ決済による支払い・・・P21

業務委託会社・・・P22

水道部の営業時間・・・P23

給水区域・水源

皿木浄水場
(地下水)



山之郷浄水場
(地下水)



大沢配水場



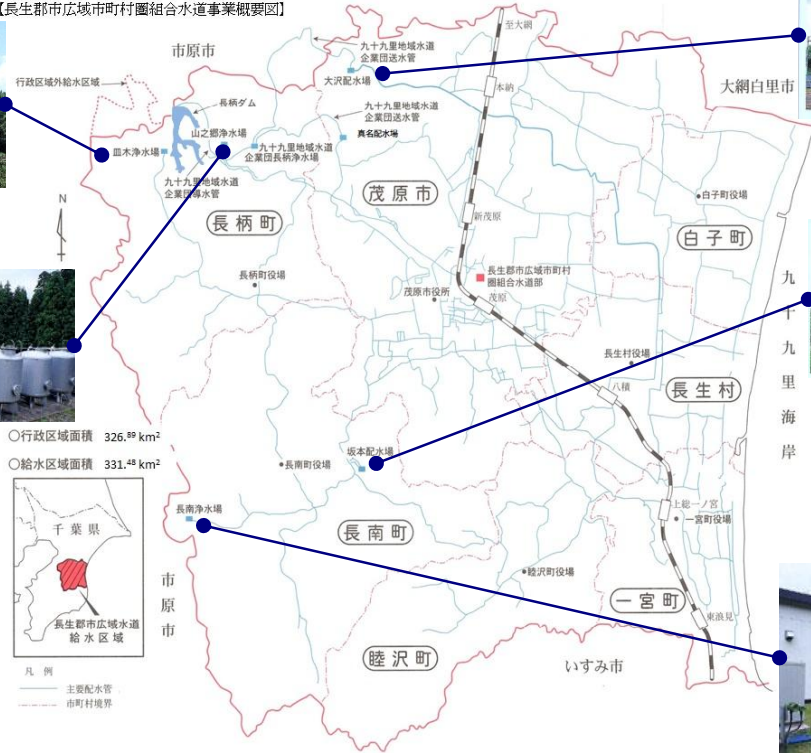
坂本配水場



長南浄水場(地下水)



〔長生郡市広域市町村組合水道事業概要図〕



○行政区域名積 326.89 km²
○給水区域面積 331.48 km²



凡例
—— 主要配水管
- - - 市町村境界

水はどこから

■長柄ダム

長生郡市の大部分の水道水源は長柄ダムです。長柄ダムの水は佐原で利根川から取水され房総導水路を経てはるばる送られてきます。長柄ダムの水は九十九里地域水道企業団長柄浄水場で飲料水にされ、水道部に送られてきます。

■地下水

水道部は九十九里地域水道企業団から飲料水を受水している他、地下水の自己水源を有しております。



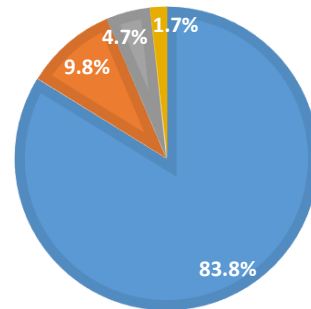
長柄町、長南町、市原市に計51井の深井戸を有しており、山之郷浄水場、皿木浄水場、長南浄水場で飲料水になり、それぞれの地区に配水しております。

※水源別の配水比率は右グラフのとおりです。

※お住いの地区の水系は水道部までお問合せください。



■長柄ダム水系 ■皿木浄水場系
■山之郷浄水場系 ■長南浄水場系



令和7年度

水道の使用届

新たに水道をご使用になる時は次の手続きが必要です。

■水道の使用開始届

水道の使用を開始されたお客様は、22ページの業務委託会社に使用者のお名前と使用年月日等をお早めにご連絡ください。

※無断で使用されますと、水道メーターを取り外す場合があります。必ずご連絡ください。

★検針及び水道料金

一般のご家庭は、2ヶ月毎に検針し料金は検針の都度ご請求申し上げます。

★「口座振替依頼書」は、ご新規様のお宅はこの「しおり」に同封されています。

★クレジットカードによるお支払いは取り扱っていません。

■お支払い方法

★口座振替

「水道料金等口座振替依頼書兼水道料金自動払込利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、取扱金融機関に提出していただくか、同封の封筒にて水道部まで郵送してください。

「ご使用水量のお知らせ」または「納入通知書」、「預金通帳」及び「金融機関届出印」を金融機関へ持参することで手続きができます。

★納入通知書によるお支払い

業務委託会社から郵送される納入通知書を取扱い金融機関、またはコンビニエンスストアにお持ちのうえ、期限内にお支払いください。また、納入通知書のバーコードからスマホ決済によるお支払いも可能です。

その他の届出

■水道の使用をやめる時(転出・転居)

お引越しや長期間水道を使わない時は料金の精算を行いますので、お早めに業務委託会社、または水道部業務課までご連絡ください。

お届けがないと、水道を使用されていなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

お引越しの連絡は、インターネットでも受け付けております。

■その他の変更があった時

★名義変更届(使用者の名義を変えたい時)

★請求先変更届(納入通知書の送り先を変えたい時)

★支払い方法の変更(納入通知書から口座振替、口座振替金融機関の変更等)

上記の各お届けは業務委託会社(22ページ)または水道部業務課にお問合せください。

(株)東計電算TEL0475-27-3888 または 水道部業務課TEL0475-23-9482

※所有者の名義を変更される場合は水道部業務課までご連絡ください。

●水道部では各種情報をホームページに掲載しています。

<http://www.chouseisuidou.jp/>

水道使用料金

水道使用料金はメーター検針による使用量に従って、下表により計算されます。料金は基本料金及び従量料金です。

なお、一般家庭は家事用、ご商売をなさっている方は営業用です。

■水道料金(1ヵ月につき) (平成8年10月1日改定)

料 金 用途別	区 分		料 金
家事用	基本料金	8 ³ まで	1,496.0円
	超過料金	9 ³ ~15 ³	192.5円
		16 ³ ~30 ³	220.0円
		31 ³ ~50 ³	275.0円
		51 ³ 以上	308.0円
営業用	基本料金	8 ³ まで	1496.0円
	超過料金	9 ³ ~15 ³	203.5円
		16 ³ ~30 ³	264.0円
		31 ³ ~50 ³	302.5円
		51 ³ ~100 ³	335.5円
		101 ³ ~500 ³	346.5円
		501 ³ 以上	357.5円
臨時用	1 ³ につき	572.0円	

(消費税込 10%)

■検針は2ヶ月に1度ですので使用料金は2ヶ月に1回(2ヶ月分)請求とさせていただきます。

※公共下水道が使われている地区は、下水道料金と一緒に請求させていただきます。あらかじめご了承ください。

下水道料金はお住いの市町村役場にお問合せください。

●家事用で2ヶ月で51³使用した場合

ひと月あたり①25³ と ②26³ に分けて計算します。

①25³の料金は

基本料金 8 ³ まで	1,496円
超過料金 9 ³ から15 ³ まで	7 ³ ×192.5円=1,347.5円
〃 16 ³ から30 ³ まで	<u>10³×220.0円=2,200円</u>
計	5,043.5円

②26³の場合

基本料金 8 ³ まで	1,496円
超過料金 9 ³ から15 ³ まで	7 ³ ×192.5円=1,347.5円
〃 16 ³ から30 ³ まで	<u>11³×220.0円=2,420.0円</u>
計	5,263.5円

合計金額 ①5,043.5円+②5,263.5円=10,307円

★合計金額の1円未満は切り捨てとなります。

★その他の使用料金は次ページ早見表をご覧ください。

※注意!!:個人商店の閉鎖や新しくお店を営む等、用途に変更が生じる場合、必ず水道部までご連絡ください。

料金早見表

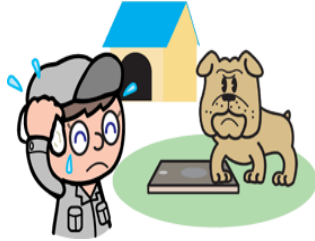
水道使用料金早見表（2ヶ月）

（消費税10%が含まれています。）

使用量 m ³	家事用 円	営業用 円	使用量 m ³	家事用 円	営業用 円	使用量 m ³	家事用 円	営業用 円	使用量 m ³	家事用 円	営業用 円
0 }	基本料金 2,992		31	5,907	6,105	51	10,307	11,385	71	15,312	17,088
			32	6,127	6,369	52	10,527	11,649	72	15,587	17,391
			33	6,347	6,633	53	10,747	11,913	73	15,862	17,693
			34	6,567	6,897	54	10,967	12,177	74	16,137	17,996
			35	6,787	7,161	55	11,187	12,441	75	16,412	18,298
			36	7,007	7,425	56	11,407	12,705	76	16,687	18,601
			16								
17	3,184	3,195	37	7,227	7,689	57	11,627	12,969	77	16,962	18,903
18	3,377	3,399	38	7,447	7,953	58	11,847	13,233	78	17,237	19,206
19	3,569	3,602	39	7,667	8,217	59	12,067	13,497	79	17,512	19,508
20	3,762	3,806	40	7,887	8,481	60	12,287	13,761	80	17,787	19,811
21	3,954	4,009	41	8,107	8,745	61	12,562	14,063	81	18,062	20,113
22	4,147	4,213	42	8,327	9,009	62	12,837	14,366	82	18,337	20,416
23	4,339	4,416	43	8,547	9,273	63	13,112	14,668	83	18,612	20,718
24	4,532	4,620	44	8,767	9,537	64	13,387	14,971	84	18,887	21,021
25	4,724	4,823	45	8,987	9,801	65	13,662	15,273	85	19,162	21,323
26	4,917	5,027	46	9,207	10,065	66	13,937	15,576	86	19,437	21,626
27	5,109	5,230	47	9,427	10,329	67	14,212	15,878	87	19,712	21,928
28	5,302	5,434	48	9,647	10,593	68	14,487	16,181	88	19,987	22,231
29	5,494	5,637	49	9,867	10,857	69	14,762	16,483	89	20,262	22,533
30	5,687	5,841	50	10,087	11,121	70	15,037	16,786	90	20,537	22,836

検針にご協力を

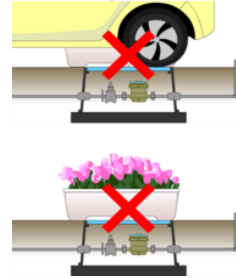
水道メーターの検針は、検針日に検針員が、各ご家庭の水道メーターの指針を読んで回ります。
迅速正確に検針できるように、以下の事項にご協力ください。



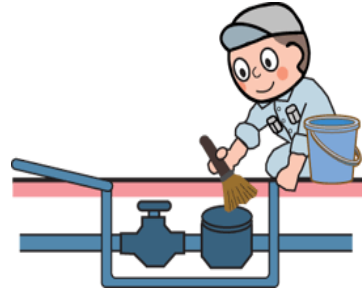
●犬は放し飼いにせず、メーターボックスから離して繋いでください。



●家の増・改築などでメーターが床下になる時は指定給水装置工事業者に依頼し、検針しやすい場所に移設してください。※移設はお客様負担です。



●メーターボックスの上に車を止めたり、物を置いたりしないでください。

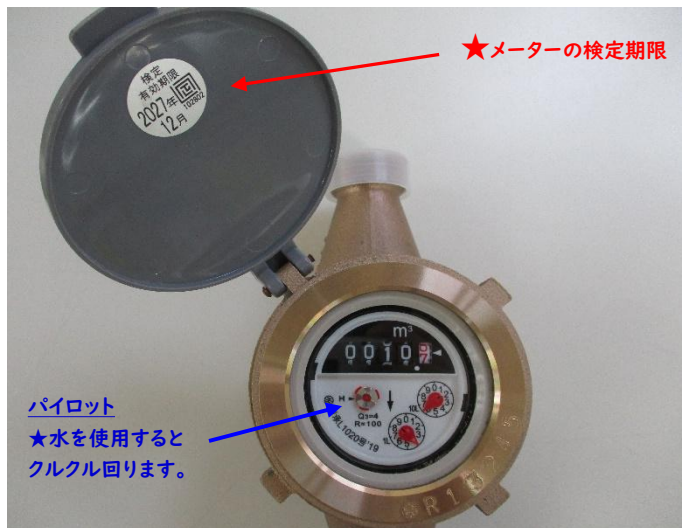


●メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
※メーターボックス内に土が堆積している場合、ショベル等で取り除いてください。

メーターの読み方

■メーターの読み方

このメーターの読みは、10立方メートルと664リットルです。
検針は白数字の立方メートル単位です。



計量法により水道メーターは8年で交換します。

交換時期が近づくとハガキでお知らせします。※交換費用は水道部の負担です。

(例 写真の水道メーターは2027年12月まで※令和9年12月まで)

■水道の使用量

今回の読み(数値)から前回の読み(数値)を引いたものがこの期間の水道使用量です。

使用量は検針の都度「ご使用水量のお知らせ」に記入しお知らせします。一般家庭の場合、検針は2ヶ月に一度ですので2か月分の使用量です。

★検針の値やメーターの異常にお気づきの時は、水道部または業務委託会社(22ページ)にお問合せください。

■開栓時の注意点

水道の開栓時に家の中の蛇口等が開いており、それにより家財等に損害が出た場合、当水道部では責任を負いかねますのでご注意ください。

蛇口等がしっかりと閉められていることを確認してから開栓依頼をしてください。

水道の故障 |

水道が故障（配水管からの漏水、器具からの漏水または水が出ない等）したら状況を確認、水道部か指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■給水管の折損

給水管を折損すると勢いよく水が吹き出ます。このような時はメーターボックス内の宅内側の止水栓を閉めると水が止まります。閉めている間は断水となりますので、早めに指定給水装置工事業者に修理を依頼するか、水道部にご連絡ください。

※別荘等で長期間不在となる場合、宅内側のコックを閉めていただきますようお願いします。（漏水に気づかず、莫大な水道料金が発生してしまう可能性があります。）

★指定給水装置工事業者がわからないときは下記へ。

●長生郡市管工事協同組合

Tel0475-24-9900

（※平日の午前8時30分から午後5時まで）

休日や夜間は水道部へ（11ページ）

道路側



宅内側



※このコックを右に回す（管と直角にする）

■水が出ない!

全てのじゃ口から水が出ない場合は、上図の止水栓が閉まっていることがありますのでご確認ください。止水栓が開いている場合でも水が出ない時は、ご近所で漏水があるか、修理工事等を行っている場合があります。

お手数ですが水道部維持課にお問合せください。

Tel0475-23-9491

水道の故障 2

■前月に比べ水道の使用量が急に増えた時

このような時は、地下や床下など目に見えない所で水が漏れていることがあります。次のようにして調べてみましょう。

1. 家中のじゃ口を全部閉める。
2. パイロット（メーターの銀色の星印）を確認する。

★パイロットが回っていたらどこかで水が漏れています。

すぐ指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。



■器具からの漏水

給湯器（ボイラーや太陽熱温水器等）などから漏水している時は、器具の製造メーカーまたは指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

※給湯器からの漏水は減免対象外となりますのでご注意ください。

■こんな時は直接水道部へ

- ★道路とメーターボックスまでの間で水漏れがある時
- ★メーターボックスのまわりが水漏れで濡れている時
- ★道路上の漏水（道路が常に濡れている時）

指定給水装置工事業者がわからない時や休日、夜間の漏水、漏水修理のご連絡は水道部へ。
24時間当番制で受け付けております。

水道部0475-23-9491

料金減免制度

漏水などで使用量が異常に増えた時は料金を軽減する制度があります。

■減免は次のような場合、対象となります。

1. 宅内の配管で地下埋設管からの漏水
2. 壁の中の配管からの漏水
3. 1、2以外の目で見えない箇所からの漏水

★減免申請はいずれも指定給水装置工事事業者による修理記録が必要です。申請は所定の様式に記入し、4枚以上の写真(着工前・漏水箇所・修理状況・着工後)を水道部に提出してください。詳しくは指定給水装置工事事業者、または水道部業務課にお問合せください。

★火事や地震等で被災した場合も減免の対象となる場合があります。水道部業務課までお問合せください。

■次の場合は減免の対象にならないので注意してください。

1. 露出配管、受水槽、ボールタップ、給湯器等器具からの漏水
2. 指定給水装置工事事業者で修理しなかった時(※1)
3. 漏水しているのにもかかわらず長期間(※2)放置した時

※1 配管の補修は法により指定給水装置工事事業者でなければできません。

※2 次の検針までの2ヶ月間

■料金の軽減は所定の算定方式で計算します。

漏水量のおおよそ1/2の水量を次回の検針から差し引きます。漏水量やケースによって異なりますので、詳しくは水道部業務課までお問合せください。



給水装置とは？

■一般住宅の水道

ご家庭まで引き込まれた給水管・止水栓・給水線（じゃ口）・メーターなどの器具を「給水装置」と呼びます。

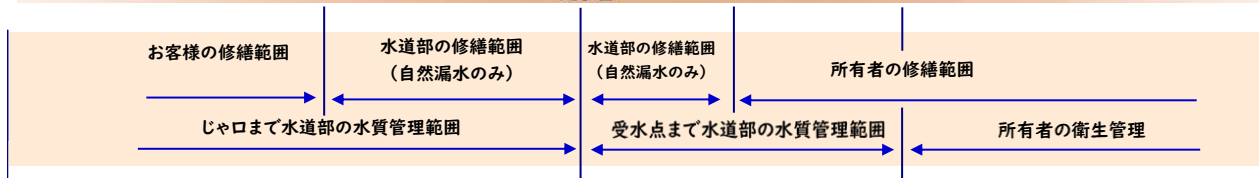
給水装置は、みなさんの負担でつくられたもので、いわば、みなさんの財産です。

各家庭で、管理していただいています。

■高層住宅ビルの水道

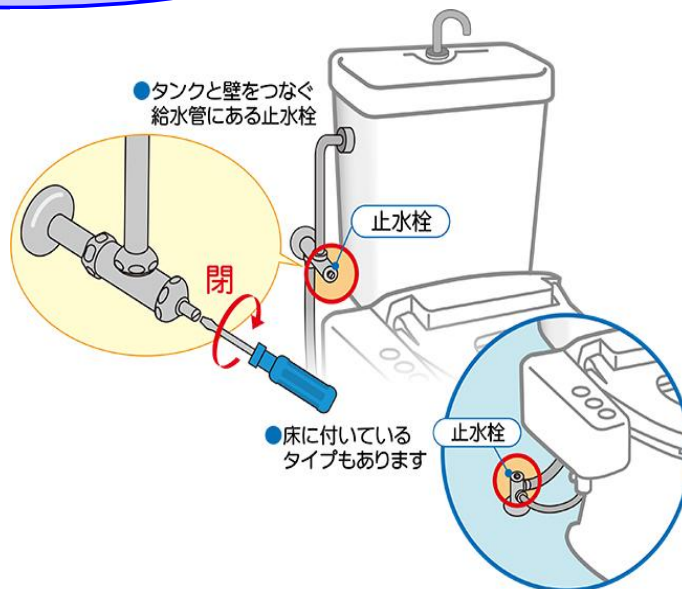
中高層アパート・ビルなどでは、水道管によって送られてきた水をいったん受水槽に溜め、ポンプで屋上の高架水槽に汲み上げ、そこから各階のご家庭や事務所などに水を送っています。このような装置を「受水槽以下の装置」と呼びます。受水槽以下の装置は、使用者と所有者が協力して管理することになっています。

※10mを超える受水槽は、法令で衛生管理が義務付けられています。



トイレの漏水

ロータンク式便器で便器内にいつまでも水が流れている時は、ロータンク内の装備が故障しています。応急措置として止水栓をマイナスドライバー等で閉めてください。



「止水栓が開いているのに水が溜まらない、溜まるのが遅い」という場合、タンク内の浮玉（浮袋）を確認しましょう。浮玉が上がった状態のままだと水が溜まらなくなったり、溜まるのが遅くなります。また、浮玉の劣化や玉鎖が外れているか、フロートバルブがずれているか確認

してください。原因不明の時は指定給水装置工事業者に依頼してください。

※いずれの場合も原則、減免対象外です。早期発見が大切です。

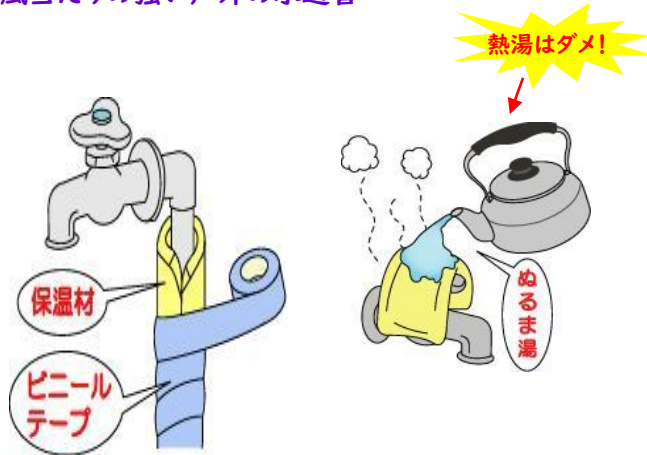
水道管の冬じたく

寒さは水道管の大敵です。気温がマイナス4℃以下になると水道の水が凍ったり、水道管が破裂したりします。特に多いのは次のような水道管です。

★むき出しになっている水道管

★北側の日陰にある水道管

★風当たりの強い戸外の水道管



■水道管の凍結を防ぐには

水道管のじゃ口の部分に保温材を取り付けてください。保温材は市販品もありますが、手近なものとしては布、縄、フェルト（毛布）、コモなどが使えます。これらを水道管に巻き付け、その上にビニールなどを巻いてください。

なお、保温材の取り付けは指定給水装置工事業者でも取り扱っております。

■水道管が凍ってしまい、水が出ない時

タオルや布をかぶせ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて融かします。急に熱湯をかけると水道管やじゃ口が破裂することがありますので特に注意してください。

■水道管が破裂した時

凍結で水道管が破裂すると、水が勢いよく噴き出すことがあります。このような時はメーターボックス内の止水栓を閉め、指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

※11ページを参照してください。

水は大切な資源です

水道の便利さに慣れるといつしか水をふんだんに使う習慣が身についているといわれています。みなさんのご家庭はどうでしょうか。簡単な節水方法をいくつかご紹介しますので、毎日の暮らしの中で今一度、水道の使い方を工夫してはいかがでしょうか。

■ じゃ口はこまめに閉めましょう

水を使う時は、こまめにじゃ口を開け閉めしてください。

※歯みがきはコップに汲んで使うと5リットルの節水となります。



20分間で約240リットル



バケツ3杯約30リットル

■ 洗濯はまとめて洗いをしましょう

1回の洗濯の量を増やして、なるべく洗濯の回数を減らしましょう。

※風呂の水の半分を使うと100リットルの節水になります。

■ 洗車はバケツを使用しましょう

洗車はバケツ4~5杯の水で出来ますのでホースによる流し洗いはやめましょう。

※バケツに汲んで洗うと210リットルの節水になります。

■ 風呂の残り湯も利用しましょう

風呂の残り湯は洗濯機4~5杯分になります。

■ ため洗いを心がけましょう

食器や野菜などを洗う時は、容器を使ってため洗いを心がけましょう。



水道の豆知識 1

■赤い水が出る

これは水道工事や本管の破損事故、あるいは、晴天で水の使用量が急に増えたことなどにより、水道管の鉄さびが流れ出たものです。しばらくするとともにもどりますが、にごりがひどい時には水道部にご連絡ください。

■じゃ口が音をたてる

じゃ口がガタガタ音をたてることがあります。これは水道管が流れる水が止まったりじゃ口などが振動するためです。また、パッキンがいたんだ時にも起こります。これは、パッキンを交換するとなおります。



■白い水が出る

これは水道管の中に入った空気がかき回されて、無数の小さなアワになり、水に混じったためです。しばらくそのままにしておくと、アワは消えて澄んだきれいな水になります。

※コップなどで底に沈殿物が溜まる場合は、水道部にご連絡ください。

■カルキ(塩素)臭のある水

水道の水は、安心して飲める衛生的な水であることが第一条件。法律によって塩素で消毒することが義務付けられています。塩素の臭いは安全の証拠です。多少臭いが残るように調整されているのです。

水道の豆知識 2

■じゃ口からお湯？

梅雨時や初秋の気温が急に下がった時、外気温より水温の方が高いとお湯が出ているように感じます。水温は外気温と連動していますが、気温が急に下がっても湖沼の水は保熱しているため水温は急に下がらず、徐々に下がるためです。水温はおおよそ外気温より1ヶ月程度遅れて上下します。



■浄水器を使うときは

最近、コーヒーやお茶などを飲むときに浄水器を使うご家庭が増えています。浄水器は病原菌を殺す塩素を除去してしまうので、一旦容器などに汲み置くと雑菌が繁殖しやすくなります。注意しましょう。

※浄水器を通した水は汲み置きせず、早く使しましょう。

■浴槽の水が青い！

水は無色透明ですが、海や湖の水が青く見えるのは光の散乱と吸収によるものです。このような現象により、クリーム色の浴槽に張った水は青く見えます。

■水の保存

地震等の災害用に普段から水を備蓄することをおすすめします。ポリタンクに保存する場合はまず容器をよく洗い、じゃ口から直接水道水を口元いっぱいに入れてください。保存期間は残留塩素の量にもよりますが、冷暗所で3日から5日程度です。

※夏は早めに交換してください。



悪質な訪問販売にご注意を

最近、水質検査と称して各ご家庭を訪問し、器具を売りつけたりするケースが報告されています。水道部ではお客様からご依頼のないかぎり水質検査は行っておりません。

職員がお伺いした場合でも

- ★水質検査やメーター交換などで料金をいただくことはありません。
- ★じゃ口などの器具類、浄水器の販売はっさい行っておりません。

また、

- ★検針の際、お渡しする検針票（ご使用量のお知らせ）で料金をいただくことはありません。



※「おかしいな?」と思われたら、すぐ水道部へご確認ください。

事例 I

水質検査と称し、水道水中にわざと金属成分を析出させ「水道水が汚れている。」として高額な浄水器を売りつけられた。

取扱金融機関

■水道料金取扱金融機関等

口座振替及び納入通知書によるお支払いは、下記の金融機関窓口及びコンビニエンスストア等でお取り扱いいたしております。また、直接水道料金収納業務委託会社及び水道部の窓口でもお支払いいただけます。

●口座振替及び窓口収納取扱い金融機関

- ・千葉銀行本支店
- ・千葉興業銀行本支店
- ・京葉銀行本支店
- ・房総信用組合本支店
- ・中央労働金庫本支店
- ・銚子信用金庫本支店
- ・長生農業協同組合支所

●口座振替のみ

- ・りそな銀行茂原支店
- ・ゆうちょ銀行

●収納取扱いコンビニエンスストア

- | | |
|---------------|---------------------|
| ・セブンイレブン | ・ローソン |
| ・ファミリーマート | ・ミニストップ |
| ・デイリーヤマザキ | ・ニューヤマザキデイリーストア |
| ・ヤマザキデイリーストアー | ・ヤマザキスペシャルパートナーショップ |
| ・MMK端末設置店 | ・ポプラ |
| ・くらしハウス | ・生活彩家 |
| ・スリーエイト | ・セイコーマート |
| ・ハマナスクラブ | ・ハセガワストア |
| ・タイエー | |

※クレジットカードによるお支払いは取り扱っておりません。

スマホ決済による支払い

■スマホ決済による支払い

令和7年3月以降に発行された水道料金等納入通知書からスマートフォン決済による料金の支払が可能となりました。

お客様の手元にある水道料金等納入通知書に印刷されたバーコードを、お客様自身がスマートフォンで読み取って決済を行うことができます。

●利用可能なスマートフォン決済アプリ

- | | |
|----------|---------|
| ・PayPay | ・au PAY |
| ・楽天銀行アプリ | ・楽天ペイ |
| ・ファミペイ | ・PayB |

※支払可能金額などはアプリごとに異なります。アプリの利用方法など詳しい内容については、各アプリ事業者へお問い合わせください。

※窓口、店頭などでアプリを提示して納付することはできません。

**<<注意!!>>お支払い後も、領収印のない請求書(ハガキ)がそのままお客様の手元に残ります。
お支払履歴を確認し、料金を二重に支払うことのないよう、ご注意ください。**

業務委託会社

■水道部では検針、料金収納業務等を右記の会社に業務委託しています。

下記の業務は業務委託会社にお問合せください。

※お問合わせは、なるべく水栓番号でお願いいたします。

「ご使用水量のお知らせ」、「納入通知書」等に記載されています。

■委託会社の業務

★検 針

検針月日や検針の数値など

★料 金

水道使用料金やお支払日など

★閉 栓

引越する時や一時水道を使わない時

★開 栓

引越してきた時や閉栓してあった水道をまた使いたい時

★給水停止時の開栓

料金のお支払いがない場合、やむを得ず給水停止いたしております。料金をお支払いいただける場合、開栓に伺いますのでご連絡ください。

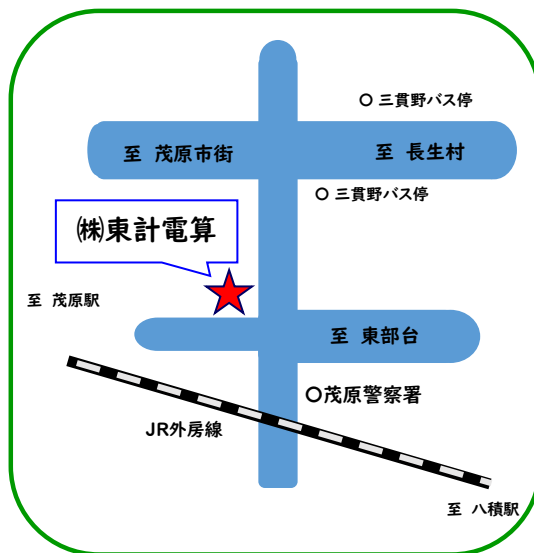
(株)東計電算 茂原営業所

〒297-0026 千葉県茂原市茂原1570-2

●営業時間

平日 午前8時30分～午後5時15分
土曜 午前8時30分～正午

TEL0475-27-3888



水道部の営業時間

■ 通常営業時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の
午前8時30分～午後5時15分までです。

■ 休日・夜間の営業時間

漏水や断水、赤水等の緊急を要する業務を
電話にて24時間受付けております。

維持課

TEL0475-23-9491

